

平成 28 年度 国立研究開発法人海洋研究開発機構 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人海洋研究開発機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に平成 27 年度より取り組みを開始した。

平成 28 年度は、この取り組みを継続するため、平成 28 年度 国立研究開発法人海洋研究開発機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

当機構における平成 27 年度の調達等合理化計画における契約状況は、「平成 27 年度 国立研究開発法人海洋研究開発機構 調達等合理化計画の実施結果及び自己評価について」に掲げたとおりであった。

表 1 平成 27 年度の海洋研究開発機構の調達全体像

(単位：件、億円)

	平成 26 年度		平成 27 年度		比較増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	355 59.4(%)	165.3 44.2(%)	332 64.8(%)	54.1 54.1(%)	△23 △6.5(%)	△111.2 △67.3(%)
企画競争・公募	81 13.5(%)	126 33.7(%)	48 9.4(%)	32.4 32.4(%)	△33 △40.7(%)	△93.6 △74.2(%)
競争性のある 契約 (小計)	436 72.9(%)	291.3 77.9(%)	380 74.2(%)	86.5 86.5(%)	△56 △12.8(%)	△204.8 (△70.3%)
競争性のない 随意契約	162 27.1(%)	82.7 22.1(%)	132 25.8(%)	13.5 13.5(%)	△30 △18.5(%)	△69.2 △83.7(%)
合計	598 100(%)	374.0 100(%)	512 100(%)	99.9 100(%)	△86 △14.4(%)	△274.1 △73.3(%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減は、平成 27 年度の対 26 年度伸率である。

表2 平成27年度の海洋研究開発機構の一者応札・応募状況

(単位：件、億円)

		平成26年度	平成27年度	比較増△減
2者以上	件数	95 (30.8%)	71 (25.4%)	△24 (△25.3%)
	金額	122.9 (86.2%)	9.7 (28.8%)	△113.2 (△92.2%)
1者以下	件数	213 (69.2%)	208 (74.6%)	△5 (△2.4%)
	金額	19.6 (13.8%)	23.9 (71.2%)	4.3 (21.9%)
合計	件数	308 (100%)	279 (100%)	△29 (△9.42%)
	金額	142.5 (100%)	33.6 (100%)	△108.9 (△76.5%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野について (【 】は当該計画に策定した評価指標)

上記1.の平成27年度の調達等合理化計画の実施結果及び自己評価により、役務契約が当機構契約実績における割合が大きいため、これを平成28年度において重点的に取り組む分野とする。

(1) 随意契約の適正化に関する取り組み

①適正性の審査・点検

引き続き競争性のない随意契約によらざるを得ないものについては、平成28年度においてもその理由等について機構内で審査することとする。

(2) 一者応札・応募の低減に向けた取り組み

①入札説明書の電子交付

応札者や応募者を増やすための改善取り組みとして、前年度に運用開始した入札説明書の電子交付を継続活用する。

②入札公告の周知

競争性を高めるために、平成28年度において実施周知依頼を継続する。

③仕様書等の見直し

仕様書や要求事項が過度の内容となっていないか等点検し、必要に応じて改善する。

【③について仕様書の点検・見直しを5件以上実施する】

【事務管理部門系の案件のうち、『多くの者が参入できそうな案件』について、前年度1者応札であった結果分析、入札説明書の配布が複数者であった案

件が結果 1 者応札となった内容を分析】

(3) 調達合理化の取り組み

①契約内容・契約形態の見直し

契約の分割または統合、複数年契約化について着目し、契約内容や契約形態等を見直すことにより、契約金額の引き下げや合理化を行う。

②共同調達の推進

事務の合理化及び契約金額の低減を図るため、他法人等との新たな共同調達に関する調達について、その可能性を追求する。

③一括調達等の推進

単価契約およびネット調達による一括調達等の拡大を図る。また、平成 27 年度より試験運用を開始したオープンカウンター方式見積合せによる調達について、その効果が確認できたものについて継続する。

④規程類の改訂

数年間一者応札・応募が続いている契約案件については、その事象の再確認と、ある一定基準のもとで随意契約を可能とするなど、所内の規程類の改訂を検討する。

⑤研究開発成果の最大化に資する先進的調達手法等の調査・検討を行う。

【①について契約内容や契約形態等を見直すことにより、契約金額の引き下げを 5 件以上実施する】

【前年試験運用を開始したものは、その継続的な運用結果の評価、検討課題は、その検討結果の評価】

3. 調達に関するガバナンスの徹底 (【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、調達部門内に設置された随意契約審査チームにより、会計規程における「随意契約を締結することができる事由」との整合性やより競争性のある調達手続の実施の可否について、チェックリストを用いた事前審査を全件について実施している。(少額案件、競争性のある契約に区分される案件は除く。)

また、特に契約金額 3,000 万円以上の随意契約については、契約審査委員会(委員長:総務部長)が、会計規程との整合性やより競争性のある調達手続の実施の可否の観点等から、随意契約の適用の適否や随意契約の相

手方の適否について審査する体制となっている。

【規程等に基づき、適正な運用を行う】

(2) 不祥事の発生の未然防止のための取組

- ① 調達に係る業務マニュアルを整備し、適宜の随時見直しや更新を行うとともに、契約課担当職員を対象とした研修を行う。
- ② 関連する職員を対象とした検査業務マニュアルを整備するとともに、定期的なセミナーを開催する。
- ③ 平成27年度から新たに開始した外部の競争的資金に応募する職員向けに研究不正および研究費不正使用防止に係る研修の受講内容を復習し、未然防止のための取組を維持することとする。

【マニュアル通りに運用すること、及び職員の研修受講結果の確認を行う】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後速やかに調達合理化計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表するとともに主務大臣に報告し、主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に推進するため、経営管理担当理事（契約担当役）を総括責任者とし、調達合理化に取り組むものとする。

総括責任者	経営管理担当理事
副総括責任者	経理部長（分任契約担当役）
メンバー	契約審査委員会委員

(2) 契約監視委員会の活用

監事および外部有識者によって構成される契約監視委員会は、契約監視委員会運営細則に基づき当計画の策定および自己評価の際の点検を行うとともに、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画および自己評価結果等については、海洋研究開発機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画を改定し、公表するものとする。

以上